

[別紙1]

「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請書提出

* 交付申請は下記担当部所に提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始 (交付決定後の事業が対象となります。)

【事業を中止・廃止したい場合や補助金の増額を伴う場合】
県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記担当部所まで郵送してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

5. 実績報告書提出

完了・中止・廃止から20日以内又は2月19日までのいずれか早い日。

○実績報告は、下記提出先まで郵送してください。

◎補助金の支払い
実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。
事業期間中に概算払いできる場合があります。

書類提出先・お問合せ先

商工労働部兼農林水産部
市場開拓局食のみやこ推進課 0857-26-7807